

1. 日本に住むときの手続き

(1) 在留の手続き

ここでは、在留管理制度の対象者である、「中長期在留者」について、説明します。

中長期在留者とは、法律で決まった在留資格をもって、中長期間、日本に住む外国人です。

中長期在留者とは、次のどれでもありません。

- (1) 在留資格が、「3か月」以下の人
- (2) 在留資格が、「短期滞在」の人
- (3) 在留資格が、「外交」または「公用」の人
- (4) (1)から(3)の人と、ほとんど同じだと、法律が決めている人
- (5) 特別永住者
- (6) 在留資格がない人

【外国から日本に来て、泉佐野市に住みます】

手続きの流れ

<出入国港で>

入国審査（日本に入ってもいいかということを調べます）

上陸許可（日本に入ってもいいという許可）をもらって、中長期在留者になります。そして、「在留カード」をもらいます。

成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、広島空港、福岡空港に、入国した人

→ そこで、在留カードをもらいます

その他の場所に入国した人 → パスポートに「上陸許可」のはんこを押してもらいます。泉佐野市役所に、住所を

1. 日本に住むときの手続き

知らせます。そのあと、在留カードが、その住所へ郵便で届きます。

<泉佐野市役所 市民課で>

住所を知らせます

「転入届」を出します

※新しい住所に住み始めた日から、14日以内に、手続きをします

↓

住民登録

住民票を作ります

マイナンバーをもらいます

1. 日本に住むときの手続き

① 在留カード



在留カードに書いてあること

顔の写真、名前、生まれた日、性別（男か女）、国籍・地域、住所、在留資格、在留期間、仕事をしてもいいかどうかなど

16歳以上の人の在留カードにだけ、顔の写真があります。

16歳以上の人は、いつも在留カードを持っていなければなりません。法律で決まっています。

警察の人や、出入国在留管理局の人から、「在留カードを見せてください」と言われたときは、必ず見せなければなりません。

見せないと、罰金（法律を守っていないから、お金を払うこと）になります。

有効期限（在留カードを使うことができる期間）

<永住者>

16歳以上の人：もらった日から7年間

16歳未満の人：16歳の誕生日まで

<永住者以外>

1. 日本に住むときの手続き

16歳以上の人：在留期間が終わる日まで

16歳未満の人：在留期間が終わる日までか、16歳の誕生日まで。どちらか早い日まで。

在留カードについての届出（知らせること）

中長期在留者は、在留カードに書いてあることに、変更があるときは、その内容を知らせなければなりません。

<住所についての届出>

住所の変更は、泉佐野市役所の市民課で、手続きをします（新しい住所に住み始めた日から、14日以内に、手続きをします）。

- 外国から初めて日本に来て、泉佐野市に住むとき

持っていくもの：パスポート、在留カード（入国したときに、空港でもらった場合）

- 在留資格の変更が許可されて、新しく中長期在留者になったとき

持っていくもの：パスポート、在留カード

- 引っ越しをして、住所が変わるとき

持っていくもの：在留カード

※日本の他の市から泉佐野市に引っ越してきた人は、在留カードと、前に住んでいたところの役所で、「転出（別の市に引っ越しすること）」の手続きをしたときにもらった「転出証明書」も、持っていきます。

★手続き・問い合わせ

市民課

電話番号 072-463-1212（内線2111～2118）

1. 日本に住むときの手続き

<住所の変更以外の届出>

住所以外の変更は、大阪出入国在留管理局で、手続きをします。

- 名前、国籍・地域を変えたいとき
- 在留カードの有効期限を更新（書き換え）するとき（永住者、16歳未満の人）
- 在留カードをなくしたり、汚して使うことができなくなって、もう一度作ってもらうとき
- 働くことができる在留資格の人（一部を除く）、留学生：会社や学校の名前や住所が変わったとき、会社・学校をやめたとき、会社との雇用契約が終わったとき、学校を卒業したとき、新しい会社・学校に行くときなど
- 在留資格が「家族滞在」「日本人の配偶等」などの人：夫または妻が死んだとき、離婚したとき

在留期間を長くしたいとき、在留資格を変えたいとき、在留資格が「留学」の人がアルバイトをしたいときも、大阪出入国

在留管理局に、許可をもらいます。

★手続き・問い合わせ

大阪出入国在留管理局

電話番号 06-4703-2115

外国人在留総合インフォメーションセンター大阪

電話番号 0570-013904 (03-5796-7112)

<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

☆参考サイト

1. 日本に住むときの手続き

ほうむしやう しゅつにゅうこくざいりゅうかんにちやう
法務省 出入国在留管理庁

<http://www.immi-moj.go.jp/index.html>

1. 日本に住むときの手続き

② 再入国許可

日本を出る前に、「再入国許可」をもらっておくと、日本に帰ってきたあとも、日本を出る前と同じ在留資格で、日本に住むことができます。

1回だけ入国できるものと、何回でも入国（再入国）できるものがあります。

再入国が許可される期間は、一番長くて、5年です。（または、在留期限が、日本を出る日から5年未満の場合は、その有効期限まで。）

みなし再入国許可

日本を出て、1年以内に、また日本に入る場合は、「再入国許可」をもらわなくてもいいです。

しかし、在留期限が、日本を出る日から1年未満の人は、在留期限の白までに、日本に帰らなければなりません。

日本を出るときに、「再入国出国用 E Dカード」の「一時的な出国であり、再入国する予定です」に✓を入れて、在留カードと一緒に渡します。

<http://www.immi-moj.go.jp/re-ed/index.html>

☆参考サイト

法務省「出入国在留管理庁」『新しい在留管理制度がスタート！』

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html